

南武支線沿線まちづくり方針を策定しました！

川崎市では、平成30年3月に、小田周辺地区を含む「南武支線沿線まちづくり方針」を策定しました。今後は本方針に基づき、密集市街地の改善に向けた取組をさらに推進していきます。
(方針は市のホームページでご覧いただけます。 <http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000091023.html>)

防災空地第2号の調整を進めています！



前号で防災空地の第1号の完成についてお伝えしましたが、現在、第2号の整備に向けた調整を進めており、次号では完成のご報告をすることができそうです。ご期待ください。

耐震対策の支援制度もあります！

川崎市では、住まいの耐震対策に対する支援も行っています。

①木造住宅耐震診断士派遣制度

川崎市が**無料**で耐震診断士を派遣します。

対象建築物

- 1) 昭和56年5月31日以前に建築
 - 2) 木造2階建て以下の住宅
(一部鉄骨造等の混構造は対象外)
 - 3) 戸建て・共同住宅・長屋・店舗兼用住宅
(店舗等が全体の1/2以下)
 - 4) 木造在来工法のもの(ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外)
- ※全ての要件を満たす必要があります。

②木造住宅耐震改修助成制度

川崎市が**費用の一部を助成**します。

対象建築物 ①と同じ

助成額

費用の2/3かつ上限100万円

お問合せ先

川崎市 まちづくり局 指導部
建築管理課 耐震化支援担当
電話：044-200-3017 (直通)

皆さまの疑問・質問に専門家がお答えします！

支援制度の疑問質問や、住まいに関する悩み事、住環境や土地に関する問題をお持ちの方に、無料で専門家をご相談に伺います。お気軽にご相談ください。

小田周辺地区の防災まちづくり お問合せ先

各種制度の詳細は右記のホームページをご覧ください。だくか、下記のお問合せ先へご連絡ください。

川崎市 不燃化

検索



<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000018063.html>

川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 電話：044-200-2731 (直通)

川崎市からのお知らせ

川崎市
KAWASAKI CITY

2018

7月

第3号

小田周辺地区

防災まちづくり通信

小田・浅田の不燃化重点対策地区内の皆さま

支援制度をご活用ください！

すでに多くの方が
利用しています！
(昨年度76件)

下図の「不燃化重点対策地区」では、建築物を新築(一部増改築含む)する際に原則として準耐火建築物等以上とする規制が定められているほか、補助金などの支援を受けることが可能です。本号ではこの支援制度の概要についてご紹介します。

不燃化重点対策地区の範囲



支援制度のメニュー

1. 老朽建築物の解体除却工事に対する補助金
2. 建築物の耐火性能強化工事(新築・改修)に対する補助金
3. 防災空地等の創出に対する固定資産税等の非課税措置
4. 建築物の共同化建替工事・設計に対する補助金
5. 指定路線の道路拡幅工事に対する補助金等

※平成37年度までの期限付きの制度です。

2・3ページをご覧ください

密集市街地の改善に向けた支援制度の概要

①老朽建築物の解体除却工事に対する補助金

老朽建築物の
除却にかかる費用の一部を補助します。

対象建築物

旧耐震基準または耐用年数超過の建築物

補助対象者

建物を所有する個人・法人

補助金額

下記の算定方法のうち最も低い金額

- 1) 実費（工事請負契約額）× 2 / 3
- 2) 延べ面積（㎡）× 2万円/㎡ × 2 / 3
- 3) 100万円（上限額）

②建築物の耐火性能工事（新築・改修）に対する補助金

新築または改修により耐火性能を満たす場合、
かかる費用の一部を補助します。

対象建築物

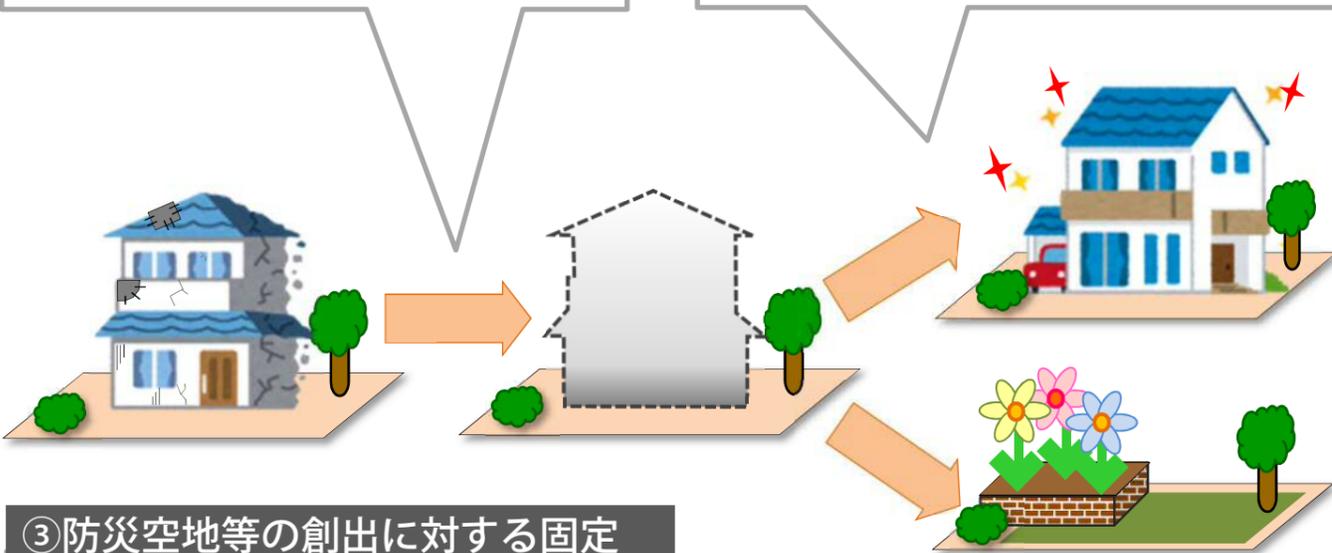
不燃化推進条例の規制対象で、新築または改修により耐火性能の基準を満たす建築物

補助対象者

建築主の個人・法人

補助金額

補助対象建築物の延べ面積に基づき決定
（上限額は200万円）



③防災空地等の創出に対する固定資産税等の非課税措置

地域開放に協力いただける民有地に対して、
固定資産税・都市計画税を非課税とします。

要件

私有地を更地化して一定期間（3～5年以上）
地域へ開放
運営主体となる町内会等との事前調整 等

④建築物の共同化建替工事・設計に対する補助金

複数の老朽建築物を共同で建替える事業
に対して、**費用の一部を補助**します。

⑤指定路線（拡幅促進路線・寄附促進路線）の道路拡幅工事に対する補助金等

指定路線における沿道民有地部分の道路拡幅について、
塀の解体・新設等にかかる費用の一部を補助します。

拡幅促進路線の沿道

要件

道路中心から2m後退し、塀・垣柵等を
除却して道路状に整備

補助内容

塀・垣柵等の除却や新設の工事費の一部
（上限額は30万円）

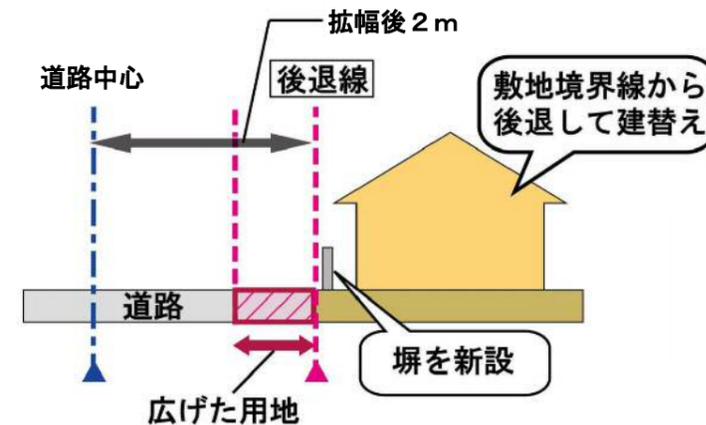
寄附促進路線の沿道

要件

道路中心から2m後退し、道路状に整備し
た民有地部分を川崎市に寄附

補助内容

奨励金（土地路線価格の4割相当）
分筆登記費（上限額は45万円）



道路が広がることで、
●災害時の消火活動等が円滑になります！
●安全な避難経路が確保できます！

狭あい道路について

現在の道幅が4m未満の
建築基準法による道路等
が対象となり、建築をする
時には、道路中心から
2mに後退する義務があり
ます。



拡幅前



拡幅後

Aさんの場合

拡幅促進路線と寄附促進路線の両方が
指定された道路の沿道
後退部分5㎡を川崎市に寄附

- 塀・樹木の撤去と生け垣の新設の費用：30万円
- 奨励金：35万円
- 分筆登記費：45万円

合計110万円

の補助を受けることができました。
（※路線価17.5万円の場合）